

令和4年2月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年2月18日(金)

開会 午前9時30分

閉会 午前11時8分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

9番 松隈 邦博 委員 10番 宮原 一美 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田 千津子

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について(県知事許可分)	1件
議案第4号	農用地利用集積計画について	14件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	8件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子 石松智美

6. その他出席

番号	推進委員氏名	出欠
25	豊増義治	出

傍聴者 7名

議長

それではただいまより、令和4年2月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号9番、〇〇〇〇委員と議席番号10番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局の〇〇氏にお願いを申し上げます。

本日は、傍聴の方たくさんお見えいただいておりますけれども、この会議の中で発言等できませんのでよろしくお願いをいたします。(傍聴席より発言する者あり)

傍聴は、ようございます。(傍聴席より発言する者あり)

それはございません。(傍聴席より発言する者あり)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

審議に入ります前に、御報告がございます。

30アールを超える転用案件につきましては、佐賀県農業会議に意見を聞くということが義務づけられておりますので、本日の審議に先立ちまして、2月15日火曜日ですけれども、佐賀総合庁舎で開催されました佐賀県農業会議の常設審議委員会で、本日の議案でございます第3号の案件につきましてはお諮りをしておりまして、これにつきましては異議なしと回答されたことの御報告をしておきます。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、3筆ございます。

議案第1号、番号1の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

〇〇推進委員さんは、適度なときに御指名をしますので、お待ちください。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、1筆、賃借権設定について1件、2筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、耕作不便を感じておられました譲渡人から経営規模等拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりでありまして、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(発言する者なし)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、市街化区域内の農地でありまして、農業経営基盤強化促進法での利用権設定ではなく農地法第3条での賃借権設定でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書を御参照願います。

別冊資料1の1ページをお願いいたします。

申請者は、営農の効率化のために盛土の申請をされ農業用倉庫を建築されましたが、改めて確認したところ農地転用が必要だったことが判明したため、今回転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は、敷地内の側溝から溜め枡を経由し、北側の既存道路の側溝に放流される計画となっております。その他、始末書も添付をされております。

2ページに位置図、3ページには土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地に該当することから第1種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、農業用施設に該当することから農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

9番委員

9番委員の〇〇です。担当委員として一言申し添えます。

2月16日、会長と私と〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認させていただきました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。申請者は、営農の効率化のため令和2年に

農業用倉庫を建築いたしましたでしたが、盛土の届出しか出しておらず、改めて確認したところ農地転用が必要であることが判明したため、今回、申請に至ったものです。

今回の申請に伴い、土地の所有者も転用申請を出されていなかったことについては、深く反省されており始末書を提出されております。また、地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。

これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われま

す。以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございます。

ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

3番委員

はい、3番の〇〇です。

別紙の資料の1ページ、資金計画のところ、ちょっと何も入っていないみたいなんですけれども、中身は本人からお聞きしておりますが、今回、ちょっとこの資金計画っちゅうのは、届出か何かされてあるのかなあと、思ってですね。金額をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長

お願いします。

事務局

すいません、申請書のほうに記載のほうがございまして、内訳といたしましては、整地等に368万5,000円、建築費で300万円、その他で211万9,000円ということで、880万4,000円が合計となっておりますのでございます。

以上になります。

3番委員

はい、ありがとうございました。

議長

ほかにございましたら。

ないですかね。

(発言する者なし)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、県知事許可が1件、291筆でございます。

なお、本件につきましては、農地法により当該申請書に意見を付して、佐賀県知事に送付をしなければならない案件でございます。この転用申請の許可権者は佐賀県となりますので、鳥栖市農業委員会の意見を付して送付をしたいということで思っております。

それでは、議案第3号、番号1の案件について、事務局の説明を求めます。(傍聴席より発言する者あり)

事務局

それでは、4ページから42ページをお願いいたします。

議案第3号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書を御参照願います。

別冊資料1の4ページをお願いいたします。

鳥栖市では、市内の工業団地は全て分譲済みとなっており、各工業団地で確保できる用地は残っていないことから企業の立地ニーズに対応するために、佐賀県と鳥栖市の共同事業である新産業集積事業を進めてあります。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の雨水の排水計画は、申請地内水路を経由して東側の調整池に貯水後、申請地の南側、〇〇町を流れる沼川幹線排水路に放流される計画となっており、〇〇町の排水同意書が添付をされております。

また、資金計画につきましては、中期財政計画書の写しが添付されております。その他、始末書も添付をされております。

5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から、おおむね500メートル以内

に該当することから、第1種農地及び第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地につきましては、地域整備法に該当するもの、その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合、第2種農地につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当するものと判断しております。

なお、昨年10月に御審議いただいた、農地法第18条の賃貸借の解約の申し入れのあった農地については不許可となったため、今回の転用申請には含まれておりません。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。

ここで、旭地区の推進委員でございます〇〇さんのほうから、この件に関して発言をしたいという旨の申し出がっておりますので、この発言に対しまして皆さんの同意を求めたいと思っております。(傍聴席より発言する者あり)

ちょっと待ってください。静粛をお願いいたします。(傍聴席より発言する者あり)

事務局、法のほう、ちょっと読み上げてもらっていいですか。(傍聴席より発言する者あり)

事務局

農業委員会等に関する法律の第6条のほうに、その区域内の農地等の利用の最適化の推進ということで記載が、ごめんなさい。

すいません、訂正させていただきます。

農業委員会等に関する法律の第29条のほうに、推進委員は、その担当する地区内における農地等の利用の最適化の推進について、総会または部会の会議に出席して意見を述べることができるということで、記載があります。(傍聴席より発言する者あり)

それで、その意見を述べることにつきましては、農地等の利用の最適化の推進についてというところでございますけれども、こちら第6条のほうに内容のほうの記載がありまして、農地等の利用の最適化の推進につきましては、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保、並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業へ新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいうということで、条文のほうに記載がございます。

こちらにつきましては、要約いたしますと、農業経営規模の拡大、担い手への農地の集積、新規就農の促進などといった内容に該当するものと思っておりますので、現在、審議されてある内容については含まれないものと考えております。(傍聴席より発言する者あり)

議長

傍聴者の方、ちょっとお静かにお願いいたします。

発言については、農業委員さんに今からお諮りをしますので。(傍聴席より発言する者あり)
それでは、〇地区の〇〇推進委員さんの発言に、了解する皆さんの挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

挙手多数、よって〇〇推進委員さんの発言を許したいと思います。

簡潔に、5分程度でよろしければお願いしたいと思います。

25番委員

いえ、ちょっと長くなるかも分らんけど。

議長

なるべく簡潔をお願いします。

25番委員

ありがとうございます。

本当、〇〇の本当の地元です。農地法違反の是正は会長、もうできたんですか、是正。(傍聴席より発言する者あり)

農業委員会は、登記を元に戻さなければ受け付けないと言っていましたよね。(傍聴席より発言する者あり)

市は、農地法違反を認め、農業委員会から指導を受けても違反をずっと続けてきました。この罪は大変重いと思いますよ。

発覚してからまた続きましたよね。あと11件、残つとるということでしたけど、その11件も仮登記という、ちょっと脇道された方法でしかされん。(傍聴席より発言する者あり)

行政は民間より法令遵守、最重要度だと思いますけど、どうですか事務局。(傍聴席より発言する者あり)

どうですか。無視ですか。

ある議員さん、法令に従って違反の是正を、農業委員会は今まで不許可のまま転用が発覚した場合は、原状回復など厳しく対応した。もし、農業委員会がこの二重基準だとして、これ農業委員会が許可したらですよ、二重基準だと受け付けたら、二重基準だとして農業委員会の信頼が大きく損なわれると言っていたらっしゃいましたよね。(傍聴席より発言する者あり)

農地法違反、農地法には追認許可の法的根拠がない。農業委員会の事務局の職員が、農水

省や九州農政局に照会したら現状を回復するよう指導されている、そういうことがあったそうですね。令和2年ぐらいの話だと思いますけれども。

原状回復命令、出したほうがいいんじゃないですか。ほったらかして、言うことも聞かんちゅうなら、こういう審議よりもですよ。(傍聴席より発言する者あり)

私は地元の推進委員として、なんで言いよるかという、命にかかわる大事な話なんですよ。地元の区長、生産組合長の同意がないのに審議ができますか、皆さん。(傍聴席より発言する者あり)

エリア内の周辺の水害、交通問題など話合いがないまま、生命財産を脅かし、特に水による命の心配はとっっても大きな問題です。(傍聴席より発言する者あり)

これはね、商工振興課は水害を予想しているんです。皆さん一番後ろの図面をちょっと見てください。

それと、これ、向こうさん回してください。(傍聴席より発言する者あり)

この写真も、ちょっと回してください。事務局からもらった一番後ろの写真ですね、それを見ながらお願いします。

商工振興課は水害を予想していると言いましたね、なぜなら、その図面を見てもらうと緑地という2メートルの堤防を作るようになっていきますよね。分りますか。(傍聴席より発言する者あり)

今、写真もですけど、自分たちは売った場合、責任があるのでそこだけ守ってしまうんですよ。だけど、その写真を見てもらうように、エリア内は水が水路からあふれて、あぜ越しして下流に流れているんです。

今度は、その水が西側、左のほう、住宅地。その下には〇〇〇町がありますけど、その水が西側に流れてくるんですよ。そういう心配があるので、区長も同意しないはずなんですよ。

前回の区長は、話し合いもなんもせんで商工振興課と、何か裏取り引きみたいなことで同意しているようなんですけど、それはちょっと認められんで、引きとりますけど。(傍聴席より発言する者あり)

農業委員会は、農地法違反だけではなく、〇〇〇の農地は問題があると言っていましたよね。令和2年の6月頃の、意見書を出したときですよ。甲種農地及び第1種農地と判断されているのが、第1種及び第2種農地に位置づけが下がっている。かんがい排水事業の受益地だったのが、いつの間にか受益地から外れている。〇〇〇は青地に編入し、第2次圃場整備予定と聞いていたが、いつの間にか開発事業になっている。このことも、議会の議事録に載っていて、これは会長も明らかにすると言われていましたよね、議事録によると。

正道を歩けない市は、邪道を進むしかない。脇道ばかり探している。今度のこれも、そうでしょう。

法令違反を何とも思わない、市民を無視する鳥栖市は信用ができませんよ。(傍聴席より発言する者あり)

資金はあるけど、信用できないほうにかかります。それを正すのが、農業委員会しかないと思いますよ。(傍聴席より発言する者あり)

この隣接地には、〇〇町だけではなく〇〇町、〇〇町の人が住んでいます。その南側には、〇〇〇〇町があります。特に、子供たちの命を心配しています。(傍聴席より発言する者あり)

市は無視しないで住民と話し合い、同意をもらってから農業委員会は審議をしてほしい。(傍聴席より発言する者あり)

隣接農地の同意、地元同意、住民への十分な話し合いもなく、違反状態での審議はするべきではないと思います。(傍聴席より発言する者あり)

事務局が、適正な申請を受け取ってから審議する。これが正解だと思います。どうでしょうか皆さん。(傍聴席より発言する者あり)

よろしくをお願いします。命がかかっています。(傍聴席より発言する者あり)

議長

はい、御意見ありがとうございました。(傍聴席より発言する者あり)

傍聴のほう、すいません。

御意見、誠にありがとうございました。

また、事務局の説明も終わりましたので、意見、質疑を求めたいと思いますが、議案第3号、番号1の97につきましては、申請者である、相続人が農業委員会等に関する法律、第31条議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

8番委員

ちょっと質問を、二、三点お願いします。

退席をしろと言われれば、退席はしますが、まず、8番委員の〇〇です。

退席はしますが、ちょっと二、三点教えてください。

何で退席ばせやんかちょっと、事務局教えてください。

事務局

農業委員会等に関する法律の第31条のほうに、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないと記載がございますので、申請人について該当するものと判断しております。(傍聴席より発言する者あり)

8 番委員

はい、はい、ちょっと黙まっとれ。

それはよかばってん、結局、法務局の事項証明の右の下はどこの名前になっとるね。

登記の一番下、登記上はどぎゃんなっとる。

事務局

鳥栖市になっていたかと記憶しております。

8 番委員

やろう。鳥栖市になっておる、であるならば、もう所有権は〇〇にはないとやない。(傍聴席より発言する者あり)

なら、利害関係ではないとやないですか。(傍聴席より発言する者あり)

いや、事務局から、聞いたほうが。

事務局

おっしゃるとおりのところはあるかとは考えますけれども、5条申請として申請書のほうに記載があるというところで、第31条に該当するものと判断いたしました。(傍聴席より発言する者あり)

8 番委員

おい、ちょっと黙っとれ。(傍聴席より発言する者あり)

このごろ勉強会の中で、所有権は不動産登記上の旧所有者、売主にある状態。(傍聴席より発言する者あり)

ならばよ、なんで台帳面積から抜かしとる。農業委員会の台帳面積、固定資産税も納付書は、もう来よらん。(傍聴席より発言する者あり)

農林課の野帳にも載ってこない。退席をしろ、と言われれば私は、退席はします。ばってん、これ退席したら大変なことやないかなあと思います。

今の点、ちょっとお答えをお願いします。(傍聴席より発言する者あり)

議長

傍聴者の方にも申し上げます。静粛をお願いいたします。(傍聴席より発言する者あり)

8 番委員

いやいや、ちょっと頭下げられたけんがっちゅうて、これすむことでもなかかなあど。もう、退席をしろって、結局公式の場で言われとるけん。

どっちか、そのちゃんとした答えが出てこんど。ちょっと事務局が黙っとるけん。

1 番委員

1 番、〇〇です。

○地区で、地元の委員をこの場から外すということは、これは大きな間違いやなかろうかと思う。全てを知っておられます。

私は、○○地区の○○○ですが、○地区のことは、よく勉強しておりません。○○委員をこの場から退席させるということは間違いじゃないかと思います。

以上です。

5 番委員

5 番、○○です。

よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞはい。

5 番委員

先ほどの○○委員のお話なんですけれども、以前、勉強会で私のほうから見解をお話しさせていただきましたが、登記は確かに移っていますけれども、この登記自体は農地法上の転用許可を得ていないものですので、この登記のとおりの効力は、今、発生していないということになります。

なので、当該農地の地権者というのは、元の地権者のままというような状態でございます。

○○委員が当時、売主という地位だったのかってというのは、恐らく違ったというようなお話で聞いているかと思うんですけれども、その後相続が発生して現在○○委員が地権者というような地位にあられるのかなと思います。(傍聴席より発言する者あり)

なので、申請をされている立場というのも○○委員になっているというふうに私は認識していて、そうであるならばこの利害関係人ということですかね。議事参与制限に該当してしまうのかなというふうには思います。

以上です。

8 番委員

はい、○○委員、ありがとうございます。

であれば、さっきから聞いとる、なんで台帳面積から消したか。固定資産税は、なんで払わんで、台帳面積から消しとるか。農林課の野帳にも載っていない。

まだ、売主の名前にある状態ならば、そこをちょっと答えてください。

議長

よかですか、事務局。

事務局

3点ほどのお尋ねがあったとっておりますので、固定資産税についてということでのお

尋ねにつきましては、済みません、うちでほうでは把握できませんのでお答えができません。

2点目の野帳のほうに載っていないということにつきましても、農林課のほうの担当となりますので、こちらのほうとしてもこちらから、御免なさい、回答ができないものと思っております。

もう一点、農家台帳から落ちている点ということについての3点目のお尋ねにつきましては、当時どういった処理をされているのかというのが不明ですので、現時点では、なぜっていうところについてお答えできる内容を持っておりません。

以上になります。(傍聴席より発言する者あり)

8 番委員

お答えできませんっちゃう答えは、ちょっとお答えできませんの話じゃなか。

なんで台帳から自分の田んぼの、台帳からなんで外したか、ただそれだけば答えてもらうだけでよか。

まだ旧地主の状態にあるというんだったら、まだ台帳の面積の中に残っとう思うけん、なんで消したやろうかという、ただそこだけば聞きよだけ。

もう、退席せやんなら退席してよかつですよ。

ただ退席したら、これ審議されんみやあと思うたい。それやと、かえって事務局が困ろうけん、ちょっとはつきりしてもらって、自分もやっぱまだ、言いたいこともあるけん、発言したこともあるけん、できればおりたかけん。

議長

それでは、〇〇〇〇委員の退席ということで申し上げましたけれども、この退席につきましては、一度皆様方にお諮りをしたいと思います。

この件に関しまして、当然地元の農業委員さんということで、いろんな御意見も伺いたい点もございますので。

5 番委員

5番、〇〇です。

よろしいでしょうか。

まず、議事参与の制限にかかるということであれば、〇〇委員が議事に関わってしまうとその後の議事の効力が損なわれてしまう可能性があると思うんです。ちょっと、慎重に御判断はしたほうがいいと思いますよ、その要件の該当性については。

というところが一つと、例えば〇〇委員の御意見を参照されたいと〇〇委員の御意見もあったし、それは確かにそのとおりかなというふうにも思うんです。それで、全くその反映できないようにしなければいけないのかどうかっていうのがちょっと、私、今、疑問を少し持

っていて、例えば、〇〇委員にかかるところだけ外すとかですね、そういうことも考え得るのかなというふうには思うんですけども。

その点、この議事のやり方的にそういったことができるのかどうか、ちょっと事務局にお尋ねしたいんですけども、いかがでしょうか。(傍聴席より発言する者あり)

議長

それでは、申し上げます。〇〇〇〇委員の退席ということで申し上げましたけれども、〇〇委員を含めたところで、議案第3号の番号1の97を除いた部分を先に審議をしたいと思えます。(傍聴席より発言する者あり)

傍聴の方、お静かにお願いします。

5番委員

5番、〇〇です。すいません、今の議長の議事進行からすると、事務局としては分けて、〇〇委員にかかるところだけ除いて、それ以外のところを先に審議するという形で議事に加わっていただくことは可能というふうに御判断されてるってということで、よろしいんですよ。

議長

はい。

5番委員

分かりました。

8番委員

ということは、これは自分の案件だけのときは退席して、あとは出席できるという解釈。

議長

それでお願いしたいと思っておりますけれども。

8番委員

ちょっと、これ〇〇の田舎の公民館の会合やなかけん、正式な場所で退席しなさい。ちょっといろいろ言うたら、やっぱおってよかですよ。

これ、まちかつと公式な場やけん、出れっちゆうたらもうちゃんと出る。そして、残った人で、ちゃんと責任をとってもらう(傍聴席より発言する者あり)

が、よくはないかなあ。ちょっと何か、ほんならおってよかばいって言われても、俺も何か、ちょっと後味が悪い感じ。

自分は、出れば済むことやけん、それはそれで、出てくれって言われれば出るばってん。(傍聴席より発言する者あり)

ちょっとそこら辺、事務局どぎゃん。それでよかですか。

事務局

先ほど、会長のほうから御説明があつて〇〇委員からの補足がありましたとおり、分ける形のほうで皆さんの同意が得られるのであればそちらでと判断しております。

議長

それでは、議案第3号の番号1の97を除く部分について、御意見、御質問等ございましたらお願いをいたします。

5番委員

5番、〇〇です。

まず、先ほど、〇〇推進委員の御意見があつて、その中でちょっと出てきたので少し確認をさせていただきたいんですけれども、この新産業集積エリアの計画について、水の面とか安全性の面というかですね、その辺りは、そもそもの計画において、検証を十分されているということで、それを前提にしてよろしいのでしょうか。(傍聴席より発言する者あり)

議長

事務局お願いします。

事務局

こちらの水の件につきましては、開発行為申請のほうに該当するものと思っておりますので、そちらのほうで別途審議があつております。そちらのほうの合意がとれるということでの申請と思っておりますので、もし、開発行為のほうで駄目であれば、農地法も駄目になるものと思っております。(傍聴席より発言する者あり)

以上になります。

議長

はい、〇〇委員。

5番委員

ありがとうございます。ちょっとそういったことを前提に、私の意見の前提として述べたいと思います。(傍聴席より発言する者あり)

議長

傍聴者の方、静粛にお願いいたします。(傍聴席より発言する者あり)

5番委員

ちょっとすいません、少し長くなるかもしれないので少しお時間いただきたいと思つているんですけれども、よろしいでしょうか。

議長

はい。

5 番委員

私、勉強会等でも担当させていただいたところもありますので、その点も踏まえて少し意見を整理してやってきましたので、私自身の意見というところを、まず前提としてお話しさせていただきますと思います。

まず、過去の勉強会でも触れた点なので、事後的に転用許可を出すことで、現在の違法な登記というものが有効になるかという点について意見をさせていただきますと思います。

この点については、相続が発生しているケースについてはどうなるのかといった問題があると私、指摘していたところですが、これまで検討したところでは、最終的に、鳥栖市に権利移動をするということには変わりがないということ。それと、今回の転用許可申請にあって、相続人の方たちからの委任状が出ているということがあります。ちょっと、細かいところは長くなるので省きますけれども、結論的には、登記としての効力は、事後的に転用許可を出したとしても認められると考えています。

ただ、あくまで通常のやり方ではありませんから、そのやり方でよしとするのかっていうところに疑問はあります。効力としては、事後的に裁判とかで争われたとしても、恐らく認められるという結論にはなるんだろうけれども、やり方として正規のルートは通っていませんから、それがいいのかという問題は別途あると思います。

次に、中身の点、今回の申請についての意見を言わせていただきます。

皆さんの議論の前提として、私なりの一つの整理の仕方というふうに捉えていただければと思います。

まず、私は、本件申請について転用許可の一般的な要件については満たしているというふうになるのかなと思っています。そのため、議論の対象となるのは内容的な部分というよりは、手続的な面であったり、ここに至るまでの経緯についてどう考えるのかということだと思っています。

私が委員となる以前からだと認識していますが、これまで農業委員会としては、鳥栖市に対して登記を元に戻す方法をとるように求めていたところかと思っています。ところが鳥栖市は、これに従わずに、今回、違法な登記のまま申請をしてくれています。

鳥栖市に、その理由を私のほうから商工課に問いただすというか、質問したところ、そういった判断になった理由としては、当初の契約に約5年を要したことから、農業委員会が求める一連の手続をとると、さらに数年を要すると考えられること。当初の契約時に、交渉が難航した方や現在所在不明となっている方が1名いることから、全員の承諾を得ることは非常に困難であると判断したこと。

また、新たに契約書の取り交わしが必要であったり、市外在住者には、印鑑登録証明を持

ってきてもらわなければいけないなど地権者の方に迷惑をかけてしまうことなどから、今回の方法をとった。農業委員会の指導には従わなかったという回答でした。

要するに手続の効率化、簡略化ということを図ったということかと思います。

確かに今回の問題は、転用の中身に問題があるというよりも、手続的な問題かと思えますので、それによるデメリットというのが重大だとまで言えないのであれば、鳥栖市の主張するとおりの行政の効率的な運用ということを優先するということもあり得る判断かと思えます。

そこで、本件の手続違反によって生じるデメリットはどういうところにあるのかということと考えますと、まず地権者の方に、特段デメリットがあるのかというところは疑問に思っています。なぜなら、客観的に見れば、地権者の方は既に代金をもう受け取られているので、むしろ登記を元に戻したり、手続に協力させられたりするほうが、デメリットが大きいのではないかなというふうに思えます。

デメリットが生じるのはどこかと考えたときに、やはりもっぱら農地行政というか、農業委員会の転用許可申請における悪影響というところに出てくるのではないかなというふうに考えています。

この本件のお話がここまで大きな話となったのは、やはり違反をした主体が行政であり、しかも、多くの関係者が存在する大規模事業に関して生じたというところにあると思えます。

行政というのは、いうまでもなく法に従って執行されなければならないものですから、そこが法に違反するというのは当然あってはなりませんし、市民に示しがつきません。そのため、行政が、今回のような農地法違反の状態を引き起こしてしまったのであれば、自ら進んで、その違法状態を解消しようとする態度が望まれるというべきです。(傍聴席より発言する者あり)

農業委員会としても、そのような考えのもと、違反状態の解消を要請していたわけですし、農業委員会というのが市から独立して存在しているというその存在意義からしても、鳥栖市としては農業委員会の要請を尊重すべき立場にあります。

鳥栖市の行政の効率化という視点も大事だと思いますけれども、それでも、行政が大規模事業において違法状態をしてしまったという点は重く見て、できる限りの対応を、少なくともとっていただくべきであったのではないかなというふうな疑問があります。

事実、鳥栖市は効率化ということを前面に押し出していますが、農地法違反が発覚してから、今回の申請に至るまではかなりの年数を既に経過しています。早期の段階で、違法状態の解消に取り組んでいたならば、全部というのは難しいにしても、かなりのケースは違法状態を解消できたのではないかなというふうに思えます。(傍聴席より発言する者あり)

そういった努力をされずに、農業委員会の要望を無視されて、効率化のみを理由に何もされなかったということについては極めて遺憾ですし、本来生じなかつたであろう市民の不信感というのを生み出してしまっているのではないかというふうに思います。

なので今回の申請については、こういった問題がやはり潜んでいるということは、皆さん前提に置いていただきたいと考えています。

他方です、他方のほうも考えなければいけません。

まず、内容面においては、転用許可の一般的な要件は満たしているのではないかと思いますし、不許可事由というのは、私が見たところに見当たっておりません。

効率化が図れるというのも、そのとおりです。根本的には、手続違反の問題ですので、今回、この追認的なやり方というのを認めたとしても、他の事例に悪影響がどこまで及ぶのかという、そこまで大きくないかもしれません。

今回の定例会にも出てきた第4条の問題ですね、2号議案だったかと思いますがけれども。これも、申請を忘れていたというようなお話です。こういった場合でも、内容面が一致すれば事後的に許可をするということもあり得るわけなので、そこについての大きな影響はそこまでないのかもしれませんが。(傍聴席より発言する者あり)

さらに言えば、このまま手続が進まないことによって生じる不利益というのがどこにかかってくるのかということも考慮しなければいけません。(傍聴席より発言する者あり)

委員の皆様には私の整理というのは、先ほど言った、今回の経緯についての問題点のところと、他方から見た効率化の観点というところ、この二つの観点があるかと思います。

私は、どちらをとるかというのは、今のところは留保しておきますけれども、そのような点があるよということを前提に、皆様にはよく議論をしていただいて、決議を出していただければなというふうに考えております。

私の意見は以上です。長くなりまして申し訳ありませんでした。(傍聴席より発言する者あり)

議長

はい、ありがとうございました。

ほかに御意見、ございましたら。

8番委員

さっきの退席の件が、まだはっきりしとらんで、ちょっと〇〇先生のお話、聞きましたけれども。一応自分、もう退席しろと言われておるもんで、一応退席をします。

議長

〇〇委員、お話の途中でございますけれども。

8 番委員

あとは、地元の委員を退席させて、強制的にさせて審議ができるものかどうか。これが有効なものか、あとはそこを判断しとってください。

以上です。

議長

〇〇委員、先ほど申し上げましたけれども、番号1の97を除いた部分を今審議しております。(傍聴席より発言する者あり)

〇〇さん、だから今は、まだおってもらっていいですよ。(「〇〇さんはおらんかい。おらやこて」と呼ぶ者あり)

〇〇さんの分につきましては、別途また、それ終わった後に審議をいたしたいと思います。

(傍聴席より発言する者あり)

2 番委員

2番の〇〇です。

私は、前の委員会から関わっておりますけれども、そのときから市にこれを是正してくださいって言っても、みんな、百何件を全て同じように処理しないといけないので、それはできませんっていうふうな回答をずっといただいてきたんですね。(傍聴席より発言する者あり)

そのことがおかしいと思うのと、前会長を辞めさせたということもありますので、ちょっとこれに賛成することはできません。(傍聴席より発言する者あり)

議長

はい、ありがとうございます。(傍聴席より発言する者あり)

ほかに、ございましたら。

ないようでございますので、質疑を終了(「ちょっともう一回」と呼ぶ者あり)

はい、〇〇委員。

8 番委員

もう、おってよかということであれば、ちょっと地元の委員として質問を何件かお願いします。

排水同意の件が一番、ちょっとネックになっておりますが、〇〇地区下流の排水同意があればよいということで事務局は受け付けられたというふうに勉強会の中で、ちょっと言われておりますが、これ、これだけの大事業で地元の同意はなくてよいつちゅう、その理由はちょっと教えてください。(傍聴席より発言する者あり)

議長

事務局お願いします。(傍聴席より発言する者あり)

(発言する者なし)

8 番委員

今、調べてもらいよりもですが、さっきの〇〇町の〇〇さんの件でも、一応は、やっぱり地元の委員、水利組合、区長、同意を得ておりますっちゅう言葉がちゃんと入っております。

(傍聴席より発言する者あり)

それで、今回はないっちゅうことは、ちょっとそこら辺をちょっとお願いします。

事務局

排水同意に関しましては、これ排水同意ということでございますので地元の同意っていうあれではございませんが、農地転用関係事務処理の手引ということで、県のほうから示されているマニュアルがございまして、その中でも放流先及び下流域の区域が水利承諾の対象となるということで示されておりますので、事務局といたしましては水利関係、これに該当します〇〇町地区の同意があるということで受け付けをしたところでございます。

以上でございます。(傍聴席より発言する者あり)

8 番委員

はい、分かりました。普通ならやっぱり地元の(傍聴席より発言する者あり)

おい、ちょっと黙っとれ。

大体なら地元の同意が要ろうと思いますが、ちょっとついでに地元の同意の、下流の同意の話になりますが、この裏の地図、これ〇〇の、これ7年前に同意した。委員会の中では黒かとの色の違うね、貯水池の。

これ、どこでぎゃん色の変ったか、事務局知っちゃっですか。(傍聴席より発言する者あり)

この図面では同意はしとらんとですよ、下流は。(傍聴席より発言する者あり)

7年前の同意したときの状況と、今の状況は違うけん。ちょっとそこら辺は、分かっと思ってもらいたいと思います。

その点、どういうふうに思われるか、ちょっとお答えをお願いします。(傍聴席より発言する者あり)

事務局

申し訳ございません、従前の図面につきましては、うちのほうでも把握をしておりませんで(傍聴席より発言する者あり)

今回の図面についての提示を申請者より受け付けておりますので、今回の分で審議をしたところでございます。(傍聴席より発言する者あり)

議長

傍聴者の方、静粛にお願いします。(傍聴席より発言する者あり)

会議の妨げとなりますので、よろしくをお願いします。

8 番委員

傍聴は、ちょっと静粛に。

ちょっと把握していないっちゃ、ちょっとそれは幾らなんでも(傍聴席より発言する者あり)

これだけの議案とこれだけの開発のあれで、この地図まで付けて、この地図で質問されて把握しとらんは、それはちょっと納得、地元の委員としても納得できません。(傍聴席より発言する者あり)

こういう計画であるので、下流の排水同意をお願いしますっちゅうて、7年前に下流の〇〇町の公民館に見えられとったけん、同意しとるとであって。これがまた変更があつとるならね、ちょっとここの場での審議の対象にはされません。(傍聴席より発言する者あり)

議長

今、〇〇委員のほうから当初の説明会の図面と若干違うと(傍聴席より発言する者あり)

調整池関係でかなり、今回の図面では前のから比べると縮小なされてるといような御意見が(傍聴席より発言する者あり)

ありましたけれども。この件について何か、御意見等ございましたら。(傍聴席より発言する者あり)

はい、〇〇委員。

3 番委員

3 番の〇〇です。

いろんな意見を聞きながら前任者として、私も前任からしておりますが、この件について一切、農業委員として認めたこともありませんし、議題にも上がったことはありませんし、同調したことも、同意したことも一切、農業委員会としてはなかったというふうに思っております。(傍聴席より発言する者あり)

静かにしてもらっていいですかね。

今回、勉強会の中でも御確認をしましたが、申請に対して不備はなかったのかということをお聞きしたと思いましたが、今回、この別紙の、今言われた図面。こういったことが申請に関しての不備に当たるのかどうかというのをですね、一つちょっとお聞きしたい

など思っております。

不備はなかったということで、私、聞いておりましたので。不備があったのかなかったのか、実際この図面が、今のもので申請があれば不備がないという判断をするのか。そこを教えてくださいたいと思います。

議長

事務局、よろしくをお願いします。

事務局

図面につきましては（傍聴席より発言する者あり）

言われるとおり、こちらにつきましても初めてというか、申請があった時点の図面でございますので、提出された書類に不備があったとは考えておりません。（傍聴席より発言する者あり）

議長

はい、ほかにございましたら。（傍聴席より発言する者あり）

はい、〇〇委員。

5番委員

5番、〇〇です。

すいません、ちょっと、いろんな話がばあっと出てきていて、正直、どういう話を今されてるのか、よく分からないです。どんなことが今、言われてるんですかね。

結局、申請時の、この今回添付されていたのは、申請時にこの排水計画ですよという図面が出されたということですかね。

それで、今、傍聴人の方からもお声が上がってるところっていうのは、この図面を前提にした同意がないというようなお話なんですかね、その排水同意の。（傍聴席より発言する者あり）

という話なんですかね。（傍聴席より発言する者あり）

それで、同意されたときにどういう図面だったかというのは、把握はしていないということなんですかね。（傍聴席より発言する者あり）

ちょっとすいません、静かにしてもらっていいですか。（傍聴席より発言する者あり）

ということは、申請時にはこういう排水計画ですよというようなお話で来ているけれども、そこに対して、その排水先の〇〇町っていうんですかね。のところの同意については、この申請された図面とは違うかもしれないっていうようなことなんですかね。（傍聴席より発言する者あり）

というような意見があったということです。整理としてそういうところになるわけですか

ね、今。分かりました。ありがとうございます。(傍聴席より発言する者あり)

はい、〇〇委員。

8 番委員

であれば、結局、前の同意のときの図面は把握していないということであれば、7年前の同意は、それを有効として進めていくわけ。

国交省からの見直しが出て、変えとる。ばってん、変えた状態では、〇〇町は印鑑を押ししていない。ところが前の状態は把握していない、そのときの印鑑を有効として県に上げる。

(傍聴席より発言する者あり)

それ、すっですかそがん。されますか、お答えください。(傍聴席より発言する者あり)

議長

ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

5 番委員

5 番、〇〇です。

一点、確認なんですけど、その排水同意についていろいろお話があつてるので、この排水同意っていうのは、どこまで必要的な書類になるわけなんでしょうか。それは教えてください。

必ずそれがないといけませんよというものなのか、できれば取ってくださいというレベルのものなのかっていうのは、どういうものになるんでしょうか。御説明いただければと思います。(傍聴席より発言する者あり)

議長

お願いします。

事務局

農水省の通達からでございますが、排水同意がある場合には添付をすることっていうふうになっていますので、必ずしも必要なものとは指示されていないところでございます。

以上です。(傍聴席より発言する者あり)

議長

ほかに、何かございましたら。

はい、〇〇委員。

8 番委員

ちょっと同じ、堂々巡りになりよるけん。結局、勉強会、説明会の中でも下流の同意で足りるっちゅうて、もう明言ばしたやなかですか。それば、今ちょっと濁わしてもらったって、

これ全然前に進まん話やなか。（「まちかつと太か声で言うて、聞こえん」と呼ぶ者あり）

議長

マイクを使ってもらっていいですか。

8 番委員

ごめんなさい。

これ、下流の同意は都合によっちゃ、いらんじゃなかばってん。その、どうでもよか、そのときそのときの判断のごたる感じで返答をもらいよるばってん。この場合は、下流の同意で足りるって、もうちゃんと断言しとっちゃなかですか。その点ちょっと、今の質問に対し。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

すいません、今回の申請につきましては、〇〇地区からの排水同意が添付をされておりましたので、事務局としては〇〇地区からの排水同意が取れているものと判断して受け付けたものでございます。（傍聴席より発言する者あり）

議長

はい、〇〇委員。

8 番委員

それで、今のこの排水同意の印鑑、7年前の排水同意の印鑑と国交省で見直したこの地図で〇〇町も同意の印鑑ば押しとるならよかばってん、昔の古い図面で同意して、印鑑押しとって有効ですかって聞きよると。

お答えをお願いします。

議長

はい、〇〇委員。

5 番委員

すいません、先ほどから話が出てる排水の同意の関係ですけれども、今、〇〇委員が言われたみたいに7年前の同意だと言われると、確かに、かなり昔のものではあるのかなというふうに思うんですね。それで、事情が変わってるとかっていうのもあるかもしれないかなと思います。

その辺りは意見として、ちょっとこういう同意書というのはこういうものしか出てませんよというような御意見として付せば、付して県の判断を仰ぐというような流れが正しいんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

ほかにございましたら。(傍聴席より発言する者あり)

〇〇委員の意見としては、当初と今回の図面が若干違うと。(傍聴席より発言する者あり)

それで、以前のもので同意をされた、今回の分とは図面が違うと。(傍聴席より発言する者あり)

その辺も意見書につけ加えなくちゃいけないのかなということでの御意見でございました。(傍聴席より発言する者あり)

もう、なかですかね。

(発言する者なし)

それでは、もう質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお本件につきましては、はい、〇〇委員。

8番委員

こい、今のような議論の状態で議決がとれるの。とる。

ちょっと、どがんかなあ。自分なりに、ちょっと不思議に思うばってん。あとは皆さんの考えで。(傍聴席より発言する者あり)

議長

それでは農地法により、当該申請に意見を付して、県知事に送付しなければならないという案件でございますので、鳥栖市農業委員会での許可案件ではございませんので、同意について諮りたいと思います。(傍聴席より発言する者あり)

本件について同意することに賛成の方の挙手を求めたいと思います。(傍聴席より発言する者あり)

はい、〇〇委員。

5番委員

5番、〇〇です。決議のとり方として、賛成か反対かと言われるとちょっと、その微妙な、賛成っていうのは(傍聴席より発言する者あり)

賛同するのと言われると、ちょっと個人的な意見とは少し違うのかなというふうに思っていて、皆さんもなかなかイエス、オア、ノーで聞かれると難しいところがあるのかなというふうには思うんですよね。(傍聴席より発言する者あり)

これ、今日、事務局のほうからも配っていただいたんですけども、農業委員会の意見書というものの書式ですね、については配っていただいています。結局、結論的に出さなきゃいけないところっていうのは、見開きページの右下、9の総合意見というようなところだったり、10のその他の参考事項ていうようなことだったりというところがより具体的に我々が話をしていかなきゃ、決めていかなければいけないところなのかなというふうに思うところなんです。

その総合意見というところで、今の決議のとり方だったら、賛成か反対とか、そういうふうを書く感じになるのかなと思うんですが、ちょっとそういうふうなものには限られないのかなと。

なかなか決議のとり方、難しいと思うんですけど、ちょっと工夫していただければと思います。

議長

〇〇委員のほうから若干指摘のほうがございましたけれども、本申請ですね、第5条の議案第3号につきまして同意すること、同意することに賛成される方はですね、挙手をお願いしたいと思います。(傍聴席より発言する者あり)

同意者なしということでございますね。

8番委員

ちょっと、今、何の同意っちゅう、その、傍聴席のあれは頭に入れんでよかばってん。

議長

今の同意は、議案第3号、番号1の97を除いた部分の同意はできますかということでございます。

8番委員

そいけん、これ結局、これはもう、今までの議論を見てきて、同意はできませんっちゅうことたいね。そういうとこかな。

議長

そうですね。

だから、鳥栖市農業委員会が許可権者ではございませんので、同意ということになりますけれども、同意か不同意かということで、同意される方は挙手をお願いしますと。(傍聴席より発言する者あり)

はい、〇〇委員。

5番委員

すいません、意見というよりも、今、決議をとられていたので、それに対する。

(同意者挙手)

議長

そういう意味ですね。(傍聴席より発言する者あり)

同意者少数ということで、不同意といたします。(傍聴席より発言する者あり)

はい、〇〇委員。

5 番委員

不同意ということで、御意見、総合意見のところに承認しないとかそういう感じの意見になるのかなと思うところなんですけれども、その他の参考事項というところに、今回、私が冒頭で意見を述べさせていただいた点であったりとかですね、この議論の中で出てきた排水の点とかそういったところを議論に上がった事項であるということで、付言していただければと思います。(傍聴席より発言する者あり)

議長

再度申し上げますけれども、この議案第3号、番号1の97を除く部分ですね。これについて、同意される方、また了解される方については挙手をお願いします、と申し上げたところでございます。(傍聴席より発言する者あり)

結果、挙手された方少数ということで、先ほどから各委員の皆様より、非常に厳しい御意見等をいただきました。(傍聴席より発言する者あり)

転用許可については慎重に判断をしてほしいという、心を込めた厳しい意見、質疑だったと思っております。(傍聴席より発言する者あり)

続きまして、議案第3号、番号1の97について、審議をいたします。

議案第3号、番号1の97について、御質問ある方は……、失礼しました。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。大変失礼をいたしました。

(8 番委員退室)

それでは、議案第3号、番号1の97につきまして、質問がございましたらお願いいたします。(傍聴席より発言する者あり)

静粛をお願いいたします。(傍聴席より発言する者あり)

はい、質疑ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。(傍聴席より発言する者あり)

本件につきましては、農地法により、当該申請書に意見を付して県知事に送付しなければならない案件でございますので、鳥栖市農業委員会の許可案件ではないため、同意等についてお諮りをしたいと思っております。

本件について同意、賛成の方、挙手をお願いしたいと思いますけれども。

(同意者挙手)

はい、同意者少数。

よって、この第5条については同意ができないというような結果になりました。

繰り返しになりますけれども、先ほどから運営がごたごたさせて申し訳ございませんけれども、〇〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8番委員入室)

(傍聴席より発言する者あり) (「議事進行」と呼ぶ者あり)

先ほどから各委員の皆様、厳しい意見ございまして、二つに分けて採決をさせていただきましたけれども、転用の許可については厳しく、慎重な判断をしてほしいという思いを込めた質疑でございました。

県知事への意見取りまとめにつきましては、先ほど来、皆様より意見をたくさんいただいておりますけれどもそれを、会長が取りまとめたいということで思っておりますので、御一任いただければということで思っております。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。(傍聴席より発言する者あり)

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について14件、28筆でございます。

議案第4号、番号1から番号14につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、43ページから46ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により14件、28筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、46ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が3万3,572平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が18件、2万7,892平方メートル、使用貸借権が9件、5,680平方メートルとなっており、総合計27件、3万3,572平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきましては、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は906平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人13名、借人8名、渡人1名、受人1名、申請枚数は14枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第4号、番号12の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは、議案第4号、番号12の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号12の案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8番委員入室)

次に、議案第4号、番号12を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第4号、番号12を除く案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号、報告第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、47ページから48ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが7件、8筆、使用貸借権に係るものが1件、2筆提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理をしたことを御報告いたします。

次に、49ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして2件、2筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事

由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員の皆様のお目通し方、よろしくお願いたします。

その他の事項で、各委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

ほか、事務局からはないですかね。(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないですね。そうしたら、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和4年3月18日金曜日、午前9時30分より、本庁の2階第1会議室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____